

## 委員会条例及び傍聴規則の改正の概要について

条例・規則名	理 由	関係条文	改正の内容
奈良県議会委員会条例	委員会の傍聴について、別途規定を設けるため	第15条第3項	「委員会の傍聴に関し必要な事項は、規則で定める」の規定を追加
奈良県議会傍聴規則	委員会の傍聴について、当該規則で定めるため	第1条、第3条、第4条、第7条、第8条、第10条	奈良県議会委員会条例を根拠条例に追加 委員会、委員長についても明記
	文言整理のため	第3条第2項及び第3項	「ある」を「できる」に改める。
	わかりやすい表現への見直しのため	第5条 第6条 第7条第4項	禁止事項の羅列を号建てに改める。 「如何なる理由があっても」を削除 「如何なる方法でも」表現の見直し
	時代に即した内容への見直しのため	第7条第6項	「ポケットベル」を削除